

奈良県第二浄化センタースポーツ広場条例（昭和六十三年三月奈良県条例第三十三号）
 第九条第二項に規定する奈良県第二浄化センタースポーツ広場の利用料金の額で平成
 二十六年四月一日以降の利用に係るものを次のとおり承認しました。

平成二十六年三月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

一 施設の利用料金

施設	区分	利用料金		
		午前（午前九時 から正午まで）	午後（午後一時 から午後五時ま で）	全日（午前九時 から午後五時ま で）
運動場	全面	三、〇五〇円	四、六〇〇円	七、四〇〇円
	半面	一、七〇〇円	二、五五〇円	四、一〇〇円
	一面	一、一〇〇円	一、四〇〇円	二、四五〇円
テニスコート	一面	一、一〇〇円	一、四〇〇円	二、四五〇円
ファミリープ ール	小人	一人一回につき 四二〇円		
	大人	一人一回につき 八五〇円		

備考

- 1 午後五時以後に運動場又はテニスコートを使用する場合の利用料金は、一時
間につき、運動場の全面使用にあつては千百円、運動場の半面使用にあつては
六百円、テニスコートの使用にあつては一面三百七十円とする。
- 2 「小人」とは、学齢に達しない者並びに小学校及びこれに準ずる学校の児童
をいい、「大人」とは、小人以外の者をいう。
- 3 四歳未満の者がファミリープールを使用する場合の利用料金は、無料とする。

4 ファミリープールを二十人以上の団体で使用する場合の利用料金は、この表に定める額の百分の九十に相当する額とする。

二 設備等の利用料金

種別	利用料金
ロッカー	一回につき 一〇〇円